

**短信****女川2硫化水素防護不備の指摘は有害情報？**

警視庁は、この間の特殊詐欺事件・広域強盗事件の実行犯募集に使われた「闇バイト」等のネット有害情報について、サイト管理者への削除要請を2月15日から前倒しで実施すること<2.15岩手日報>。注目すべきは、「爆発物・銃器の製造」などの有害情報の一例として、「硫化水素ガスの製造」も挙げられていたことです。

それを見て、この間の女川原発「2021.7.12硫化水素流出・労災事故」に関する筆者の論考（の一部）が「有害情報」として閲覧制限を受けるのでは？と、少し心配になりました<＊冗談。しかも、制限されなくても（残念ながら）閲覧者は僅少ですので、影響なしです。ただ、東北電力・規制委にとっては「有害情報」でしょうか>。

注目した本当の理由は、「硫化水素」が「爆発物・銃器」のような危険性・有害性を有するものであることが一般常識となっていると思われたからです。

繰り返しになりますが、女川原発では、そのような「硫化水素」が、1号機沈降分離槽で絶えず製造（微生物学的に生成）・蓄積され、（曝気作業時に正規の換気系経由で）排気筒から大量・高濃度で無処理放出され、2号機中央制御室の空気取入れ口に“（致死量以上の）高濃度で到達”し、運転員らが知らぬ間に吸引する可能性があるのです。また、7.12事故では、（曝気量倍増に相応した排気量を設定しなかった単純な人為ミスで）換気系で排出し切れなかった「硫化水素」が、1・2号機接続配管という“想定外”の経路（抜け道）を逆流し、2号機制御建屋に“高濃度で流出”し、吸引した作業員7名に健康被害（幸いにも死には至らず）をもた

らしたのです。

にもかかわらず東北電力は、7.12事故について、各種データも一切公開せず、真の流出原因（排気量設定ミス）も公表せず、「設備共用・配管接続の解消・撤去」などの根本的な再発防止対策を講じようともしていません（多くの時間・経費がかかるという経済的理由で）。また、事故前の月一度の曝気作業時の放出量・無処理放出濃度のデータも公開せず、無処理放出の妥当性判断に必要な「拡散計算」も実施せず、運転員らの（高濃度）吸引可能性も検証せず、それらを隠ぺい・正当化するため、『毒ガスガイド』の不備に乗じて1号機沈降分離槽は‘敷地内固定源（発生源）ではない’という詭弁を弄し、法の求める毒ガス防護対策（検出・警報装置の設置）さえ実施しないまま、女川2を再稼働させようとしているのです。

一方、規制委・規制庁も、東北電力の‘固定源なし’とのあからさまな詭弁を“鵜呑み”にし、上記の数々の問題点をすべて不問に付し（自身の能力・人材不足+東北電力に配慮？）、また、7.12事故で明らかになった「硫化水素の微生物学的生成・隠れた固定源」という「新知見」を毒ガスガイド改訂や毒ガス防護審査に反映させることもせず（職務怠慢）、“上っ面だけの審査”で合格を与え、女川2の早期再稼働に便宜を図っています。

このような女川2「硫化水素」防護不備にかかる指摘は法的・科学的事実であり、「有害情報」ではありませんので、多くの方に拡散していただければと思います。

<2023. 3. 2 完>

（仙台原子力問題研究グループ I）

**最近の気になる動き 99****運転期間延長と“コピペ・誤記載”+福島原発事故**

2023.1.19規制委審査会合で、東電・柏崎刈羽（KK）3号機の（高経年化評価＝30年前審査の）書類に149カ所の誤りがあり、うち131カ所は同型の2号機の記載内容の「流用」＝“コピペ”で、「書類に必要な材料の名称な

どが分からなかったため」とのこと<1.20岩手日報>。花角新潟県知事は「（的確に原発を運営する）能力が本当にあるのかと感ずる」とコメント<1.26同>。

奇しくも、その直後、日本原燃・六ヶ所再処

理工場の設工認書類にも規制委側が「審査に値しない」とあきれ返るほどの‘多数の落丁や誤記載’が見つかり、規制庁が申請書を受理しない選択肢もあったものの、山中委員長の見方では「公開の場で（不備を）指摘するのが必要だと担当者が判断したのだろう」とのことで、1.25の審査にかけられた模様<1.26河北>。他にも、これまでに東北電力も含めた多くの原子力事業者の各種申請書類（特に地質・地震関係）にミスが多数見つかっています。

これらはいずれも、事業者側に正しい知識・注意力を持った人材や書類作成・チェックの時間が不足していることが背景にあると思われませんが、根本的には‘まずは形式的に書類を提出し、あとで訂正・修正すればいい’と安易に考えていることが原因で、それを招来しているのは、何度も「添削・修正」を繰り返して最終的に必ず「合格」を与えるという規制委の審査自身です。事業者は、不合格の心配が一切ないから

（審査の場での規制委・規制庁からの指摘・苦言・イヤミなどは、その場で我慢・平身低頭で聞き流していれば、いずれ“合格させてもらえる”のです）、“誤記載だらけのコピペ書類”でも提出するのです。

＜\*いま話題の法改正

（改悪）で、審査期間（＝経年劣化・老朽化は進行）は運転期間から除外されることは確実に（2.13規制委は石渡委員の反対に耳を貸さず多数決決定！）、ますます期限無制限の「合格指導」が可能となります。すると、3.11地震停止・定検中の女川3号機（プルサーマル予定）でも、運転期間に含まれる現行の定検停止期間を「審査期間」に変えれば運転長期化が可能となるため、大急ぎで設置変更許可申請書（内容は2号機のコピペで、プルサーマル関連部分を修正。修正ミス・誤記載があっても、時間無制限

の添削指導があるから大丈夫）を提出するのでは？＞

さて、本稿で上記KK3のコピペ・誤記載問題を取り上げたのは、3.11事故12年が近づき、筆者がこだわり続けている『福島原発事故の運転操作の問題点』のコピペ・誤記載問題がすぐに思い浮かんだからです\*食傷気味の方もいらっしやるでしょうが、最近からの『鳴り砂』読者向けに、久しぶりに取り上げます＞。

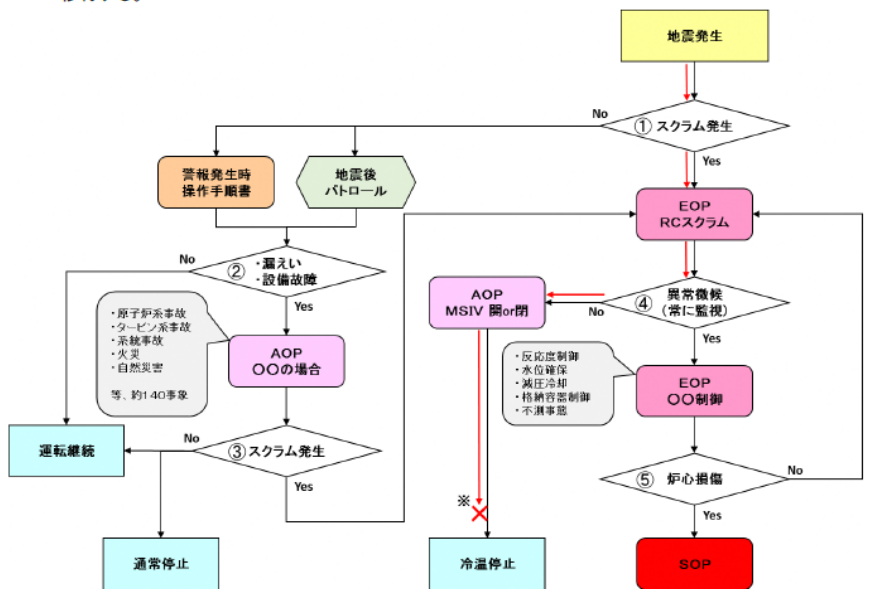
その検証過程で明らかになったのは、福島第一・1～3号機の運転員らが、事故発生直後から、良く言えば‘それまでの訓練の成果を発揮？’して“アドリブ的・臨機応変”に、正しくは“急場しのぎの思いつきで＝手順書（の記載手順）を無視して”、さらに当該号機・設備の特性を十分に認識・理解せず、事故前のワンパターン訓練を単純に模倣して、地震直後（津

### 参考3:事故時の手順書使用例

事故時に運転員が使用する手順書は、起回事象の大きさやプラントに与える影響により選択する。

下図は「地震」を起因とした場合のフローである。

- ① 原子炉がスクラムしていれば事故時運転操作手順書(EOP)RCスクラムで対応。スクラムしていなければ警報発生時操作手順書で対応するとともに、地震後のパトロールを実施する。
- ② 冷却材の漏えいや設備故障が発生した場合は、事故時運転操作手順書(AOP)の該当する手順で対応。異常がなければ運転を継続する。
- ③ 事故時運転操作手順書(AOP)の対応中に自動または手動でスクラムした場合は、事故時運転操作手順書(EOP)のRCスクラムへ移行。スクラムしなければ運転を継続、若しくはプラントを通常停止する。
- ④ 事故時運転操作手順書(EOP)のRCスクラムの対応中に異常徴候が確認された場合は、該当する事故時運転操作手順書(EOP)で対応。異常徴候がなければ事故時運転操作手順書(AOP)の原子炉スクラム事故主蒸気隔離弁(MSIV)「開」または「閉」の場合の手順で対応する。
- ⑤ 事故時運転操作手順書(EOP)の対応中に炉心損傷が確認された場合は、事故時運転操作手順書(SOP)へ移行する。



※ — 福島第一原子力発電所事故時の状況

- ・地震発生から津波襲来まで：EOP「RCスクラム」及びAOP「MSIV閉」に従い対応
- ・津波襲来に伴う全電源喪失後：事故時運転操作手順書がそのまま適用できる状況ではなくなったため、事故時運転操作手順書や設備図書などを参照した上で、現場で操作可能な設備・手順を活用

波襲来前)の対応にあたっていた事実です\*  
 例えば、2号機では「隔離時冷却系RCIC」  
 起動に伴いサプレッションプールSP冷却が正  
 しく開始されたが、中央操作室を共用する1号  
 機でも「非常用復水器IC」作動時には不要な  
 SP冷却が模倣的に開始され、一方、中操が異  
 なる3号機(2号機と同型)ではRCIC起動  
 にもかかわらずSP冷却は保留>。そのような  
 実態をごまかすため東電はH23(2011).10、原子  
 力安全・保安院に対し、事故時の操作は、「徴  
 候手順書EOP:事故時運転操作手順書(徴候ベ  
 ース)」ではなく、「事象手順書AOP:事故時  
 運転操作手順書(事象ベース)」のうち「第1  
 章原子炉スクラム事故 (B)主蒸気隔離弁閉  
 >」(=運転員らが十分に訓練され習熟してい  
 たと主張できる手順)に合致、と報告しまし  
 た\*3.11事故が、運転操作不備による「人災」  
 ではなく、想定外の地震・津波による「自然災  
 害」だと責任回避するため>。

ところが、その後東電は新潟県技術委員会  
 に対し、「平成23年10月の報告書はあく  
 までもプラント状況に対して、当時の  
 対応が事故時運転操作手順書に合致  
 しているかを確認したものであり、事  
 故時にどの手順書を参照して対応し  
 たのかを確認したのではない。一方、  
 合同検証委員会報告書は、…事故時の  
 操作がどの事故時運転操作手順書に  
 従って対応したのかを記載すること  
 とし、津波襲来前の対応として実際に  
 従ったEOPとAOPの対応を記載し  
 た」(下線筆者。詭弁の典型たる超難  
 解な文書)と弁明し、

実際には「地震発生」  
 により原子炉が「スク  
 ラム」したため、「①  
 スクラム発生」を導入  
 条件とする「徴候手順  
 書EOP」の「RCスク  
 ラム」で対応し、その  
 後「④異常徴候」が特  
 になかったため事象手  
 順書AOPの「スクラ  
 ム・MSIV閉手順書」  
 で対応したと、H23.10  
 報告では一切言及しな  
 かった「徴候手順書  
 EOP」を持ち出し、主  
 張を大きく変えました  
 【2018.10.31新潟県技  
 術委員会:資料No.3】。

でも、以前の『鳴り砂』(No.274、276等)の  
 繰り返しとなりますが、東電が3.11事故前ま  
 でに策定していた4編・23章の「事象手順書  
 AOP」の中に「第22章自然災害事故」(以下「地  
 震手順書」というものがあり、そこには比較  
 的強い地震が発生した際の手順が示され、そ  
 の中で「震度6強を超える大規模地震」や「自動  
 スクラム(地下床水平135gal、鉛直100gal  
 以上)」や「外部電源喪失」という様々な“後発  
 事象”も想定されていて【1号機地震手順書】、  
 具体的な導入条件として「震度5弱以上または、  
 地震加速度区分Ⅲ(基準点地震加速度45gal  
 以上)」が明記されています。実際、3.11地震  
 時には導入基準を大きく上回る地震加速度が観  
 測され、その“後発事象”として原子炉は「自  
 動スクラム」し、さらに「外部電源喪失」さえ  
 生じていたのですから、‘常識的に考えれば’  
 まずは地震手順書を参照すべきだったことは明  
 らかです\*それが3.11事故の軽減・収束に役

NM-51-5-1F-FI-005-1 1号機 事故時運転操作手順書(事象ベース)  
 2010年 2月11日(103)

第22章 自然災害事故

22-1 大規模地震発生.....22-1-1

(A-1)大規模地震発生の場合(自動スクラムした場合).....22-1A-1

(A-2)大規模地震発生の場合(自動スクラムしない程度の場合).....22-1A-2

(B)人身災害対応の場合.....22-1B

(C)地震発生後の発電機水素緊急放出の場合.....22-1C

(D)地震発生時の漏水対応の場合.....22-1D

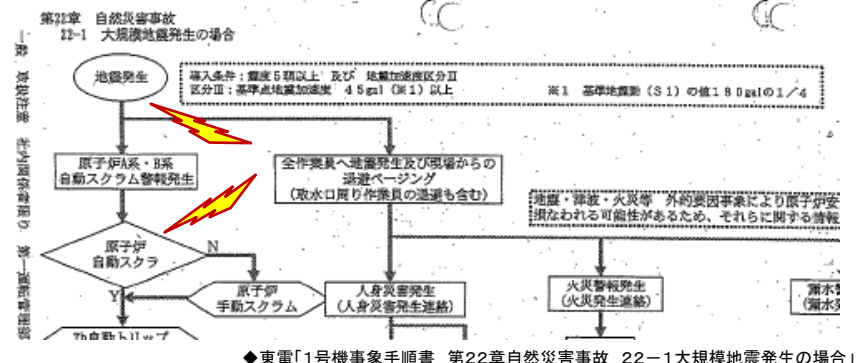
(E)外部電源喪失の場合.....22-1E

## 地震手順書とは(導入条件は)?

1. 事故概要

本手順書使用の導入条件は震度5弱以上または、地震加速度区分Ⅲ(基準点地震加速度 45gal以上)とする。尚、この手順書は震度6強を超える大規模地震を想定し、また耐震Cクラス系統・機器(外部電源、循環水系、共用所内ボイラ、消火系、補給水系(純水)、変圧器等)の損傷を想定している。

地震加速度大(R/B地下床水平135gal、R/B地下床鉛直100gal)に至れば原子炉は自動スクラムする。地震においては、その地震動の大きさにより動作を期待する系統・機器が運転不能となる恐れがあるため、発生警報及び主要・関連パラメータにより機器の作動状況の把握に努め、健全な系統・機器により原子炉を冷温停止するとともに並行して地震を起因とした人身災害、火災、漏水、漏油、ガス漏れ、有害な薬品等の漏えいによる事象の拡大防止、二次災害の発生防止に努める。



立ったのかどうかは別として。そうでなければ、「冷却材喪失」や「配管破断」等の事故に伴う「後発事象」である「自動スクラム」でも、一律に「徴候手順書EOP：RCスクラム」で対応せよということになり、導入条件を異にする23章の事象手順書を策定した意味がなくなります。

では、東電が事故後から一貫して「地震手順書」に言及せず（残念ながら各種事故調報告でも言及・指摘なし）、新潟県でも頑なにその存在を“ひた隠し”にしているのは、なぜでしょうか。

1号機（BWR3：非常用復水器IC設置）には、2・3号機（BWR4）のような「残留熱除去系RHR」や「隔離時冷却系RCIC」はありません。ところが1号機地震手順書には、「原子炉の崩壊熱は…RHR S/P冷却モードにて除去する」とか、RCICの「手動停止」や「再起動」などの手順＝“誤記載”がありました。その原因は、1号機手順書は「2010.2.11：103次改訂」の新規作成で、一方、2号機は「2010.1.23」、3号機は「2010.3.18」の作成で、従って「2→1→3」の順に地震手順書が新規作成され、1号機では2号機手順書を“コピペ”し修正しようとしたものの、時間や修正者の知識が不十分で、“誤記載”が見逃されたものと思われる。

加えて、1号機では2010.3.25から10.15まで第26回定検が実施されており、そこで2.11に作成したばかりの地震手順書を運転員へお披露目し、「ステップ毎にチェックしながら操作を実施する」＜事象手順書「I総則」＞という教育訓練がなされていれば、1号機運転員の誰かは“誤記載”に気付き、正しく修正されたはずですが。

つまり、上記“誤記載”は、少なくとも1号機では、2011.3.11前に運転員・地震手順書（他の手順書も？）の教育訓練が全くなされていなかったことの重要証拠であり、そのような「教育訓練不足」が3.11地震直後の不適切な運転操作の原因となり＜\*地震後には、自動起動したICによる炉心冷却・崩壊熱除去を手動で停止したり、津波後には、IC作動の有無を目や耳で容易に確認できる『ブタの鼻』からの蒸気噴出を速やかに確認しなかったり＞、最終的には早期の炉心熔融・水素爆発（2・3号機の事故悪化にも影響）を招来したことが明らかとならないよう（＝「人災」の責任を追及されないよう）、東電は、その証拠となる“誤記載”が放置された1号機地震手順書を、未だに隠し続けているのです。

このように、3.11事故については特に運転管理面の検証・東電の責任追及が十分になされておらず＜\*保安規定では、スクラム時に「運転上の制限は適用されない」と明記されていたのに、1号機ではスクラム後に自動起動したICを「温度降下率遵守」（ワンパターン訓練通り）を理由に手動停止し、炉心冷却・崩壊熱除去を早期に中断したため、津波後の早期炉心熔融やその後の水素爆発、2・3号機の事故悪化を招いた（ICの作動継続でそれら全てが回避できた可能性あり）。この操作・判断の妥当性検証が全くなされていない！＞、手順書の導入条件・適用の可否や教育訓練の実態検証もなされないまま、女川2やKKなどのBWR原発再稼働など時期尚早です。

＜2023.2.18了＞

（仙台原子力問題研究グループI）



## 【女川原発アラカルト】

### 【1月】

- 19日（木） 経済産業省、合同会社開発73号（東京）からの登米市東和町バイオガス発電所計画の事業廃止申請を受理。
- 20日（金） NPOきらきら発電・市民共同発電所、あいコープみやぎ、環境日本・仙台、仙台市環境局環境部地球温暖化対策推進課（4名）と、地球温暖化対策に関する意見交換会。市民6名参加。
- 21日（土） 遠田母親連絡会、広域避難計画の課題を学ぶ学習会、講師：女川原発再稼働差

止訴訟原告団日野正美事務局長、涌谷公民館。約50名参加。

- 22日（日） みやぎ地域・市民電力連絡会年会、基調講演「どうすればエネルギー転換はうまくいくのか？」講師：西城戸誠さん（早稲田大学文学学術院教授）、仙台市市民活動サポートセンター6階セミナーホール。オンライン含め60名超参加。

- 23日（月） 原子力規制委員会「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制の概要」、資源エネルギー庁「今後の原子力政策の方向性と行動指針」、内閣官房ほか「GX実現に向けた基本方針」、原子力委員会「原子力利用に関する



る基本的考え方」改定に関するパブコメをそれぞれ実施、締切。

24日(火) 石巻赤十字病院、原子力災害医療棟を新設、竣工式。傷病者受け入れが4人まで可能に。

25日(水) 第10回再稼働阻止全国ネットワークZOOM会議、各地からの報告と《岸田政権の原発政策の大転換を斬る》報告者：松久保肇さん。

26日(木) 東北電力、女川原発の低レベル放射性廃棄物(200kgドラム缶296本・輸送容器数37個)を、2月10日に日本原燃六ヶ所埋設センターに「青栄丸」で海上輸送(到着2月11日)すると発表。今回で12回目。

色麻町早坂利悦町長、村井知事に、「ウィンドファーム八森山風力発電事業」計画の白紙撤回を求める要望書を提出。

27日(金) 岩手、宮城、福島3県の生活協同組合連合会、原発活用政府方針に反対する意見を表明。

29日(日) 脱原発全国株主運動交流会、オンライン会議。13名参加。

30日(月) 「ふるさと喪失・宮城」訴訟控訴審第5回口頭弁論 仙台高裁101号法廷。次回は6月7日、結審は9月11日に決定。

県、通信連絡の手順を確認する原子力防災訓練。原発30km圏内の7市町や県警、自衛隊など約200人参加。

東北電力、上越火力発電所1号機(出力57万2000kW)がコンバインサイクル発電で世界最高の発電効率63.62%を記録、ギネス世界記録に認定。

ジャパン・リニューアブル・エナジー(JRE・東京)、「大崎鳥屋山風力発電事業」の環境影響評価法に基づく廃止等通知書を県に提出。

## 【2月】

1日(水) 「子ども脱被ばく裁判」控訴審『子ども人権裁判(行政訴訟)』、「全面敗訴」の判決、仙台高裁101号法廷。石栗正子裁判長、判決言い渡しも結論だけ30秒ほどで背を向け退廷。肴町公園・市内アピール行進、決起集会と報告集会、仙台市戦災復興記念館記念ホール。90名参加。

加美町旭地区住民有志、風力発電事業推進を求める要望書を猪股洋文町長に提出。

シフトエネジー・ジャパン(福岡市)、登米市迫バイオマス発電所計画の断念を地元行政区役員に伝達。

2日(木) みやぎアクション、オンライン会議。14名参加。

女川原発30km圏内(UPZ)自治体(登米、

東松島、涌谷、美里、南三陸5市町)首長会議、核燃料税交付金の交付拡大を求める要望書を県に提出する方針を決定。

3日(金) 「第163回女川原子力発電所環境調査測定技術会」、TKPガーデンシティ仙台勾当台ホール1。市民3名+電力関係1名+記者1名傍聴。

東北電力、女川原発2号機新規規制基準の「原子炉施設保安規定変更認可申請」で、3回目の補正書を規制委へ提出。

5日(日) みやぎ脱原発・風の会2023会員のつどい、仙台市シルバーセンター5階会議室、内容：2023年の「風の会」運動方針と参加者の意見交換、お話：服部賢治さん(日本基督教団東北教区放射能問題支援対策いずみ)～「安定ヨウ素剤って有効？福島県三春町の事例から考察してみよう」、阿部美紀子女川町議～「女川現地より」、岩手の会永田さん～現状報告。オンライン含め18名参加。

『原発の町を追われて』上映実行委員会、映画「原発の町を追われて・十年」上映会(監督・編集・ナレーション：堀切さとみ) ①10時～12時50分、②13時30分～16時10分、仙台市戦災復興記念館4階研修室。監督挨拶。

6日(月) 「ふるさとを返せ」福島原発避難者訴訟・第2陣山木屋訴訟控訴審第5回口頭弁論、仙台高裁101号法廷、3人の原告本人尋問。報告集会、高裁前ビル402会議室。

東北経済産業局、『GX実現に向けた基本方針』についての説明・意見交換会、約5時間の応酬、仙台第1号同庁舎B棟5階5AB会議室。会場20数名、オンライン80名参加。

7日(火) 加美町議会再生可能エネルギーに関する特別委員会、大型風力発電所計画の白紙撤回を求める6項目の請願のうち、町長に町有地を貸与しないよう求めるなどした4項目を不採択。

8日(水) 県、蔵王町小村崎で1月1日に捕獲された野生イノシシから104Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

9日(木) 福島原発事故の農畜産物損害賠償対策協議会(県内JAグループ等20組織)、2011年6月設立以来、請求額は計323億8400万円、全額支払いを受け、総会で解散を決議。114次、延べ6万7841人分の損害賠償を請求。

10日(金) 政府、原発運転期間60年超え、原発の「最大限活用」を明記したGX基本方針を、閣議決定。

規制委、女川原発2号機の新規制基準適合性審査会合。東北電力、地質調査の写真や画

像の添付ミスがあった問題で、再発防止策を説明。規制委、了承。

東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に1月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

- 11日(土) 放射能から子どもたちを守る栗原ネットワーク『学習交流会』73、栗原市市民活動支援センター多目的室。①栗原市内・県内の汚染牧草など放射能汚染廃棄物処理の現状、②六角牧場発電事業と県内の再生可能エネルギーの実態、③自然エネ・再エネによる地域分散型経済システム。

県、汚染水海洋放出に関する官民連携会議第7回会合、水産業や農業関係者約60人出席。村井知事、海洋放出以外の処分方法の検討を求める姿勢を堅持。次回会合は、海洋放出後。

- 12日(日) 『河北新報』、電話世論調査で、女川原発2号機再稼働に「反対」19.3%、「どちらかといえば反対」27.4%、「賛成」19.0%、「どちらかといえば賛成」34.2%と賛否が逆転したと報道。安くはならないのに、賛成理由に「電気料金を安くできる」が急増。原発60年超運転に否定的意見60.1%、原発の安全性は「不安」58.5%。

- 13日(月) 規制委、政治日程に配慮し、臨時会合で、原発60年超運転を可能にする制度への見直し案を、石渡明委員の反対を無視し、多数決で決定。関連する原子炉等規制法の改正案も了承。

- 14日(火) 田村バイオマス訴訟控訴審判決、仙台高裁401号法廷。第1民事部石栗正子裁判長1分間で一言の「不当判決」。原告・支援27名+記者4名傍聴。被告側は1人も出席せず。記者会見・報告集会、仙台戦災復興記念館4階第4会議室。

耕野の自然と未来を考える会、大規模太陽光発電所(メガソーラー)建設計画を巡り、事業者ら4社に対する国土利用計画法違反容疑での告発状を角田署に提出。17日、県庁で記者会見、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度(FIT)の認定取消し等を求め、西村経産相と村井知事に申入書を3団体連名で提出したと公表。

- 15日(水) 原発問題住民運動宮城県連絡センター、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動、平和ビル前。

規制委、女川原発2号機の「原子炉施設保安規定変更認可申請」を認可。最終の3段階目が完了、今後は各種設備の性能確認が本格化。

- 16日(木) 東北電力ネットワーク、再生可能

エネルギー事業者の情報を管理する経産省の「再エネ業務管理システム」を、東北電力の従業員が不正閲覧していたと発表。17日、同社に付与されたIDとパスワードを使った東北電従業員は直近1年間で3人と発表。24日、閲覧したのは東北電に異動した元東北電ネット従業員だったとする調査結果を経産省に報告。

経産省、東北電力料金値上げに関する公聴会を仙台市青年文化センターで開催。陳述人3人が会場で、8人がオンラインで、値上げ幅圧縮を求める意見。

- 17日(金) 「第163回女川原子力発電所環境保全監視協議会」「令和4年度環境放射能監視検討会」、TKPガーデンシティ仙台勾当台ホール。市民3名+電力関係1名+記者2名傍聴。

- 18日(土) 日本基督教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ、近藤恵氏仙台講演会『ソーラーシェアリングの社会的受容～食糧とエネルギーというインフラを農家が支える～』、エルパーク仙台ギャラリーホール。81名参加。

- 20日(月) さようなら原発みやぎ実行委員会、村井知事宛の、緊急の『女川原発再稼働に関する村井知事の発言への抗議の申入れ』&記者会見、女川、石巻からの参加を含めて12名参加。原子力安全対策課千葉課長補佐が対応。記者会見では、多々良さんが申し入れの趣旨を説明し、中嶋廉さんから「原発の電気は高い」ことを資料を用いてレク。取材は、河北、共同通信、東日本放送、ミヤギテレビ。

大崎健康福祉友の会加美支部、大型風力発電所建設計画の白紙撤回・中止を求める要請書を猪股加美町長に提出。

- 21日(火) 環境省、県内全域の河川と湖沼や沿岸計76地点の公共用水域で昨年10~12月に実施した放射性物質モニタリング結果を公表。土壌から栗駒ダムのダムサイト(栗原市)で1535Bq/kg、阿武隈川・羽出庭橋右岸(丸森町)1237Bq/kg、川原子ダムのダムサイト(白石市)1235Bq/kgの放射性セシウムを検出。底質では、天沼(仙台市)の沼出口で844Bq/kg、馬牛沼(白石市)の沼出口753Bq/kg、阿武隈川の亙理大橋(岩沼市・亙理町)562Bq/kgを検出。水質は全地点で検出下限値(1Bq/kg)以下。

- 22日(水) 東北電力樋口康二郎社長、定例記者会見で、女川町の県道整備事業に協力金を出す「牡鹿半島部における防災機能強化に向けた道路整備に関する協定書」を県と結んだと公表。総事業費約67億円のうち、国の国土強靱化予算約37億円を除く県費分のほぼ全額に当たる、最大30億円を提供。

28日(火) 東北電力と東北電力ネットワーク、新電力の顧客情報を不正閲覧した件数は、委託先を含め3万7263件とする追加調査結果をまとめた。東北電本店を含む23事業所で計3万6980件、東北電ネットで283件。不正閲覧した従業員139人のうち、59人に電気事業法違反の認識があった。

政府、原発運転60年超を可能にする、エネルギー関連の5つの法【電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(炉規法)、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(再処理法)】改正を束ねた「GX脱炭素電源法案」を閣議決定し、国会に提出。

### 【3月】

1日(水) 「ふるさとを返せ」福島原発避難者訴訟・第2陣山木屋訴訟控訴審第6回口頭弁論、仙台高裁101号法廷、3人の原告本人尋問。報告集会、高裁前ビル402会議室。

2日(木) 政府の規制改革推進会議の作業部会、大手電力不正閲覧問題で、送配電会社の資本関係を解消する「所有権分離」を提言。

4日(土) みやぎアクション、オンライン会議。15名参加。

5日(日) あいコープみやぎ脱原発エネルギーシフト委員会、「こどもに東京電力福島第一原子力発電所の原発事故を伝える会」、・原発事故はどんなふうにおきて、どうなったのか?・原発事故の絵本読み聞かせ・「ふるさと津島」を映像に残す会メンバー三瓶春江さんのお話。写真家・飛田晋秀さん写真展、同時開催。日立システムズホールエッグホール。

7日(火) 県、森林を開発し再生可能エネルギー発電施設を新設する事業者に対する「再エネ課税」の事業者向けオンライン説明会。28事業者参加。

8日(水) 女性ネットみやぎ、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動、平和ビル前。

東北電力、女川原発の「原子炉施設保安規定」の変更認可申請を、規制委に提出。「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」等の一部改正に伴い、女川原発2号機の原子炉建屋の水素防護対策として、原子炉格納容器圧力逃がし装置(フィルタベント系)による原子炉格納容器ベントの手順を整備し、これら必要な措置を明確化。

東北電力、女川原発に勤務する協力企業従業員2人が新型コロナウイルスに感染と発表。1月20日以降3月6日までに、累計で協力企業従業員74人、社員8人が感染。

8日(水)~11日(土) 認定NPO法人 未来といのち、『福島を正しく伝える写真パネル巡回展~大地と人の力~』、エルパーク仙台。

10日(金) 「元の生活をかせせ」いわき市民訴訟控訴審、「不当判決」。仙台高裁第2民事部小林久起裁判長、東電と国の責任を認めた一審福島地裁いわき支部判決を変更し、国の違法性を指摘するも責任は認めず、東電のみに計3億2660万円の支払い命令(賠償額は1億2664万円増額)。傍聴席は満員(79席)、入れない人も同じくらい。【判決報告集】仙台弁護士会館4階大ホール、①原告団・弁護団から判決の報告、②他訴訟原告団からの連帯表明、③支援団体など参加者からの連帯表明、④新たな最高裁のたたかい(第3ラウンド)の決意表明。220名参加、<東京会場>全労連会館2階ホール等オンラインで46ヶ所72名以上参加。

山形・幸せの脱原発ウォーキング、米沢と酒田の3団体連名で、女川原発2号機再稼働の中止を求める要望書を東北電力に提出。

東北電力、県・女川町・石巻市ならびに登米市・東松島市・涌谷町・美里町・南三陸町に2月分の女川原発1及び2・3号機の「定期事業者検査」の状況報告。

11日(土) みやぎ反核医師・歯科医師の会、オンライン講演会「3.11に考える原発に依存しない社会~脱原発に必要なエネルギー政策」講師:大林ミカ氏(自然エネルギー財団事業局長)。

12日(日) 東北大、六角牧場で計画される大型風力発電事業に関し、住民説明会で、事業者が土地を貸した経緯を説明。貸し付け撤回を求める意見相次ぐ。栗原市花山コミュニティセンターに約20人、大崎市鳴子公民館に約40人の住民が参加。

14日(火) 加美町住民23人、風力発電計画で町有地貸し付け契約は違法と、一部条項の削除求め住民監査請求。

15日(水) 原発問題住民運動宮城県連絡センター、「岸田政権の新・原発推進政策の撤回を求める全国署名」街頭署名行動、平和ビル前。

県、大崎市岩出山で1日に捕獲された野生イノシシから104Bq/kgの放射性セシウムを検出したと発表。

16日(木) 『河北新報』、女川原発敷地内の変則的な四差路で1月10日、男性作業員が大

型ダンプカーにはれられ死亡した事故で、協力企業が事故前に複数回、現場の危険性を指摘し横断歩道設置などの安全対策を東北電に求めたが実施されず、と報道。

東北電力、女川原発で事故や故障等が起きた際の情報公開基準を策定したと発表。

17日(金) 脱原発スタンディングの会、『脱原発金曜昼スタンディング』、仙台市フォーラス前。1/20日7人、27日6人、2/3日7人、10日7人、17日6人、24日6人、3/3日6人、10日7人、17日6人参加。

(空)

## ●脱原発みやぎ金曜デモ

【反戦】脱原発のみをシングルイシューとしてきた脱原発みやぎ金曜デモですが、戦争による原発災害の危機が現実のものとなったのを踏まえ、ウクライナに対する戦争を直ちに停止せよ、と訴えます。

### 【1月】

29日(金) 第465回「日曜デモ」、女川原発再稼働やめよう！と、足元の悪い中、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

### 【2月】

3日(金) 第466回「金曜デモ」、寒い中、元鍛冶丁公園から20名の市民が参加。

10日(金) 第467回「金曜デモ」、大雪のため、フリートークのみとし、デモは中止にしましたが、元鍛冶丁公園に15名の市民が参加。

17日(金) 第468回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

26日(日) 第469回「日曜デモ」、小雪が舞いながらもいい天気の中、元鍛冶丁公園から徐々に40名の市民が参加、にぎやかに歩きました！近くでは同時刻に市民連合の街宣があったり、この後ウクライナ反戦のデモがあったりと、それぞれが自分の持ち場で頑張っています！

### 【3月】

3日(金) 第470回「金曜デモ」、寒さも緩みデモに好適な季節、「原子力発電の時代は終わった、女川原発再稼働やめよう！」と、元鍛冶丁公園から25名の市民が参加。

10日(金) 第471回「金曜デモ」、女川原発再稼働やめよう！と、肴町公園から25名の市民が参加。

17日(金) 第472回「金曜デモ」、元鍛冶丁公園から30名の市民が参加。

## ●汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き

### 【1月】

26日(木) 放射能廃棄物の焼却に反対する仙南の会、仙南地域広域行政事務組合へ『住民説明会を開き2市7町住民への説明責任を果たすよう求め、「農林業系放射能廃棄物」焼却の中断及び中止を改めて求めます』の申入れ行動。事務組合は、総務課長、業務課長が対応、理事会回答を約束させた。

### 【2月】

2日(木) 「大崎耕土を放射能汚染させない連絡会」、『河北新報』の「大崎市で8000Bq以下に下がった汚染廃棄物を県外で焼却する」との報道を受け、すぐさま大崎市役所に抗議文『放射能汚染ゴミの県外焼却方針を直ちに撤回せよ』を提出。通りかかった市長に直接抗議、市長は「要望として受け取る」と答えた。

19日(日) 大崎耕土を放射能汚染させない連絡会、年次総会、講演会『年1ミリシーベルト基準の由来と低線量放射線被曝のリスクー放射線・放射能の発見から福島原発事故までを辿りながらー』講師：今中哲二氏(京大複合原子力科学研究所)、古川教育会館会議室。オンライン含め91名参加。

### 【3月】

8日(水) 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟第19回口頭弁論、仙台地裁101号法廷。傍聴人30数名、原告側席10名、被告側6名、裁判所関係者8名ほどの総勢60人ほど。【報告集会】仙台弁護士会館4階。

(空)

『鳴り砂』2-123号(通巻302号)別冊

2023年3月20日

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内

レターケース No.76

電話&FAX 022-356-7092(須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>